



子育て世帯と若年夫婦世帯の住宅取得を後押しします。

すみだ住宅取得利子補助制度

住宅ローンの利子を
5年間で

最大

50

万円
補助



所得制限
なし

区内全域
対象

金融機関
指定なし

申請手順

まずは、住宅取得日から
1年以内に承認申請

住宅ローンの利子を支払った翌年1月末までに交付申請
※③～⑤の手続きを年1回×5年間の繰り返し

①
承認申請
(申請者)

②
承認決定
(区)

③
交付申請
(申請者)

④
交付決定
(区)

⑤
補助金振込
(区)

補助金額

1年間で支払った利子
(10万円上限)
×
5年間
↓
最大50万円

Wメリット

【フラット35】地域連携型
(子育て支援)の併用で
当初5年間金利引下げ
年▲0.5%※

※【フラット35】子育てプラスも利用する方は
当初5年間、年▲0.75%～▲1.0%

【申請期限】住宅取得日(建物の所有権保存登記日または所有権移転登記日)から1年以内

【主な要件】子育て世帯等名義で住宅を取得していること。

「三世帯同居・近居住宅取得支援制度」を過去に利用していないこと。等





詳細は、区公式HPでご確認いただくか、住宅課へお問合せください。

申請ができる方

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●中学生以下の子どもがいる子育て世帯 ●夫婦いずれもが40歳未満の若年夫婦世帯
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て世帯等が自ら居住する住宅であること。 ●承認申請時点において、国が規定する世帯人数に応じた最低居住面積水準*以上の住戸専用面積の住宅であること等 <p>*最低居住面積水準 計算式：$10\text{m}^2 \times \text{世帯人数} + 10\text{m}^2$ 注1：世帯人数（注2適用後）が2人に満たない場合は、2人とする。 注2：世帯人員は、3歳未満0.25人、3歳以上6歳未満0.5人、6歳以上10歳未満0.75人、10歳以上1人と換算する。 注3：世帯人員（注2適用後）が4人を超える場合は、計算式で算出した後5%を控除する。 計算例：大人2人、子ども2人（3歳と7歳）の場合⇒$10\text{m}^2 \times (1+1+0.5+0.75) + 10\text{m}^2 = 42.5\text{m}^2$</p>
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て世帯等名義で住宅を取得していること。 ●過去に本制度及び「三世帯同居・近居住宅取得支援制度」を利用していないこと等 <p style="text-align: right;">※他にも要件があります！</p>

申請期限と申請方法

住宅取得から**1年以内**に申請書に必要書類を添えて、郵送または住宅課窓口へ直接提出してください。

申請書類（各1部）

※下記以外に書類の提出を求める場合があります。予めご了承ください。

- すみだ住宅取得利子補助制度 申請前チェックリスト
- 住宅取得利子補助金承認申請書（第1号様式）
- 誓約書（第2号様式）
- 子育て世帯等に属する者全員の続柄入りの住民票（マイナンバー記載なし）
- 東京都パートナーシップ宣誓制度または墨田区パートナーシップ宣誓制度の受理証明書等の写し（事実婚の方）
- 子育て世帯等に属する者全員（申請日時点において、18歳未満の者を除く。）の**前年度**の住民税の**納税証明**書または非課税証明書
- 取得した住宅の工事請負契約書または売買契約書の写し
- 取得した住宅の建物の登記事項証明書（**抵当権設定登記まで完了しているもの**）
- 取得した住宅の検査済証または検査済証が発行されていることが分かる建築確認台帳記載事項証明書の写し
- 取得した住宅が店舗等併用住宅の場合は、居住用の床面積と店舗部分等の床面積の内訳がわかるもの
- 取得した住宅が昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した住宅である場合は、（独）住宅金融支援機構の中古住宅適合証明書、既存住宅性能評価書（耐震等級1以上のものに限る。）、耐震基準適合証明等の写し
- 金銭消費貸借契約書等の写し
- 返済予定表等の写し
- すみだ住宅取得利子補助制度 申請時アンケート

【フラット35】について

本制度と【フラット35】の要件を満たす方は、【フラット35】地域連携型を利用できます。利用には、区が発行する「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」が必要となりますので、証明書を金融機関に提出する2週間前を目安に区に【フラット35】地域連携型の利用申請をしてください。

その他

補助金は税法上の雑所得に該当し、確定申告が必要となる場合があります。詳細については、管轄の税務署（本所税務署（3623-5171）または向島税務署（3614-5231））にお問合せください。